

**CYCLE MODE<sup>®</sup>**  
**international2009**

**出展申込要領と料金・諸規定集**

## 1. 申込期限

2009年7月31日(金) 事務局必着

ただし、申込締切日までにスペースが完売した場合はその時点で受付停止いたしますので予めご了承ください。

## 2. 出展料

サイクルモードでは「一般ブース」「幕張海浜公園MTBコース特設ブース」「ソフトサービス専用ブース」、今回新たに「電動アシストスポーツ車ブース」を加えた4つのブース種類があります。また、「プレゼンテーションゾーン」や「ステージイベント等各種コンテンツ」への協賛出展という参加形態があります。ご希望の出展・協賛内容に即した形態をお選びください。

### サイクルモード2009出展料表(税込)

#### ブース出展

##### [ 一般ブース ]

##### 大阪会場

出展小間数	1~3小間	4小間	6小間	8小間以上
小間形状・レイアウト	1小間 = 3m×3m (9㎡)	6m×6m (他社と隣接)	6m×9m (単独)	面積計算 (9㎡×小間数) ※単独
1小間単価 (税込)	¥210,000	¥126,000	¥126,000	¥120,750
小間料に含まれる物	・仕切りシステムパネル(白) ・スポットライト (パネル設置3mにつき1灯の設置費・器具レンタル費・電気代) ・突き出し看板	・仕切りシステムパネル(白) ・突き出し看板	スペースのみ	スペースのみ

##### 東京会場

出展小間数	1~3小間	4小間	6小間	8小間以上
小間形状・レイアウト	1小間 = 3m×3m (9㎡)	6m×6m (他社と隣接)	6m×9m (単独)	面積計算 (9㎡×小間数) ※単独
1小間単価 (税込)	¥288,750	¥231,000	¥231,000	¥225,750
小間料に含まれる物	・仕切りシステムパネル(白) ・スポットライト (パネル設置3mにつき1灯の設置費・器具レンタル費・電気代) ・突き出し看板	・仕切りシステムパネル(白) ・突き出し看板	スペースのみ	スペースのみ

#### 注意事項

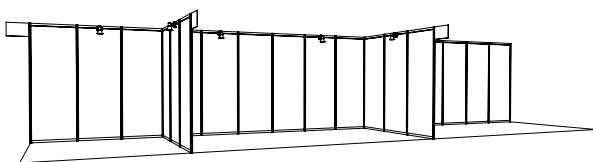
※5小間および7小間での出展はできません。8小間以上は1小間単位で自由に小間数をご決定いただけます。

※共同出展や隣接配置を希望する場合は、その対象となる出展者名を必ず申込書にご記入ください。

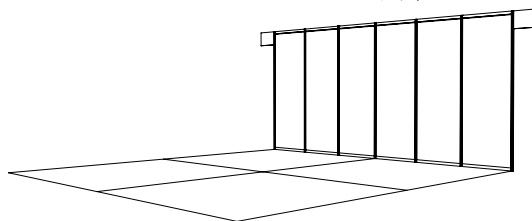
両者から同意がある場合、可能な範囲で希望を考慮した小間配置を行います。ただし、申込締切日を過ぎてからの申し出はお受けできません。

##### ブース図例

1~3小間



4小間



##### [ 幕張海浜公園MTBコース特設ブース ]

実施期間	12月12日(土)~13日(日)の2日間のみ
ブース設置場所	幕張海浜公園MTBコース内
1小間サイズ	3m×3m
1小間単価(税込)	¥262,500(ただし本会場に4小間以上出展の場合は¥94,500)
小間料に含まれるもの	スペースのみ

#### 注意事項

※12日~13日は幕張メッセ⇄海浜公園間で無料シャトルバス運行(所要約5分)

※プロライダーによるデモ走行などを時間を区切って実施予定※雨天決行※試乗者用ヘルメットは出展者にてご準備ください。

※複数小間の出展も可能ですが、お申し込み多数の場合、調整をお願いする場合があります。

## 〔 ソフトサービス専用ブース 〕

自転車関連製品以外の主に情報提供を目的とした出展ブース。下記のグルーピングによるゾーン展開を予定しています。このブースは出展内容が以下の内容の場合のみ出展可能です。

- 1) 自転車イベント・サークルや諸団体の活動PRや会員勧誘 2) 自転車関連スクール・講習会等のPR  
3) ツーリングルートや休憩・宿泊施設等の紹介 4) 自転車関連インターネットサービスのPR など

### □ 大阪会場

小間サイズ	幅2m×奥行1.5m
1小間単価(税込)	¥52,500
小間料に含まれるもの	・システムパネル(背面および袖パネル・白)・テーブル1本(1,800mm×450mm)・パイプ椅子2脚・コンセント

### □ 東京会場

小間サイズ	幅2m×奥行1.5m
1小間単価(税込)	¥84,000
小間料に含まれるもの	・システムパネル(背面および袖パネル・白)・テーブル1本(1,800mm×450mm)・パイプ椅子2脚・コンセント

注意事項	このブースでは通常ブース規定に加えて、以下の制限があります。 ●複数ブースでの出展はできません。●自転車、パーツ、その他関連商品などは展示できません。パンフレット・ポスター・チラシ・その他告知ツールのみ展示可です。●書籍やカタログ・飲食物などを含めた物販は一切できません。(参加受付は可) ●パンフレット・チラシ以外のサンプリング配布はできません。●追加電気工事はできません。●背面パネルは幅2m、袖パネルは幅30cmです。
------	---

## 〔 電動アシストスポーツ車ブース 〕

スポーツタイプの電動アシスト車専用出展ブースです。

ただし、一般ブースと両方にご出展の場合は合計小間数の出展料金を適用します。

### □ 大阪会場

出展小間数	1～3小間	4小間	6小間	8小間以上
小間形状・レイアウト	1小間 = 3m×3m (9㎡)	6m×6m (他社と隣接)	6m×9m (単独)	面積計算 (9㎡×小間数) ※単独
1小間単価(税込)	¥210,000	¥126,000	¥126,000	¥120,750
小間料に含まれる物	・仕切りシステムパネル(白) ・スポットライト (パネル設置3mにつき1灯の設置費・器具レンタル費・電気代) ・突き出し看板	・仕切りシステムパネル(白) ・突き出し看板	スペースのみ	スペースのみ

### □ 東京会場

出展小間数	1～3小間	4小間	6小間	8小間以上
小間形状・レイアウト	1小間 = 3m×3m (9㎡)	6m×6m (他社と隣接)	6m×9m (単独)	面積計算 (9㎡×小間数) ※単独
1小間単価(税込)	¥288,750	¥231,000	¥231,000	¥225,750
小間料に含まれる物	・仕切りシステムパネル(白) ・スポットライト (パネル設置3mにつき1灯の設置費・器具レンタル費・電気代) ・突き出し看板	・仕切りシステムパネル(白) ・突き出し看板	スペースのみ	スペースのみ

注意事項	●出展車両はスポーツタイプのものに限り、軽快車(ママチャリ)系はご遠慮ください。 ●テーマゾーンとしてブースを集合させ、専用の試乗コースを設置します。●非電動アシスト車との混合出展はできません。
------	--

## 協賛出展

イベントの事前告知広報物や会場内造作、ガイドブック等にスポンサー名・広告が露出されるほか、全来場者への物品配布、メインステージでのプレゼンテーション、招待券の提供などが可能です。その他PR内容にあわせた展開も対応いたしますので、詳しくは事務局までお問合せください。

協賛スポンサー適応金額	協賛展示内容により応相談
-------------	--------------

注意事項	※会場内に小間出展する場合は出展料が別途必要です。 ※主催者による考査があります。
------	--

### 3. 出展申込方法

本要領と規定の内容をご了承の上、同封の「出展申込書」にご記入・ご捺印いただき、下記事務局までご郵送ください。事務局に到着しましたら、確認のご連絡をさせていただきます。万一事務局から折り返しの連絡がない場合は不着の可能性がありますので、お手数ですが事務局までお問合せください。

〒540-8519 大阪府中央区大手前1-2-18 テレビ大阪事業局内「サイクルモード事務局」宛  
TEL/06-6947-0284 FAX/06-6947-1941 e-mail cycle@tv-osaka.co.jp

### 4. 出展料の振込

- (1) 申込書に基づき8月中に請求書をご担当者様に送付させていただきますので、9月末日までに指定の口座まで出展料をお振込みください。
- (2) 振込手数料は出展者にてご負担をお願いします。
- (3) 振込み先口座は請求書をご参照ください。

### 5. 出展の取り消し

- (1) 出展申込後のキャンセルは、事務局に書面で申込取り消しの申し出の上、主催者の承認を得た場合でなければ認められません。
- (2) キャンセルの場合でも下記の通りのキャンセル料がかかります。

キャンセル承認日が5月31日(日)までの場合 …………… キャンセル料はかかりません  
 キャンセル承認日が7月31日(金)までの場合 …………… 申込出展料の50%  
 キャンセル承認日が8月1日(土)以降の場合 …………… 申込出展料の100%

### 6. 小間位置の決定

小間位置は出展規模、出展製品、試乗コースの利用度等を総合的に勘案して事務局が決定し、出展者説明会時に発表します。

### 7. 出展者説明会

8月下旬に出展者説明会を予定しております。小間図面の発表、出展細則、プロモーション実施計画等をご説明致します。

### 8. 搬入・搬出スケジュール見込み

#### 大阪会場

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	24:00
11/26(木)									出展者搬入		◀出展者退館 17:00					
11/27(金)									出展者搬入	※搬入時間最大24:00までで調整中						
11/28(土)		出展者入館 8:00~					一般公開				◀出展者退館 18:00					
11/29(日)		出展者入館 8:00~					一般公開					搬出作業		◀出展者退館 21:00		

#### 東京会場

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
12/10(木)									出展者搬入						残業申請により2時間作業可
12/11(金)			出展者搬入		出展者ブース内作業 最終清掃				一般公開					◀出展者退館 22:00	
12/12(土)		出展者入館 8:00~					一般公開				◀出展者退館 19:00				
12/13(日)		出展者入館 8:00~					一般公開				搬出作業		◀出展者退館 21:00		

#### アウトドアフィールド

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
12/12(土)		出展者準備				一般公開			撤去						
12/13(日)		出展者準備				一般公開			撤去						

## 9. 小間内での電気・給排水設備使用

### (1) 電気工事

#### 1. 電気使用申し込み

展示会場内の天井照明は大阪会場が400ルクス(平均)、東京会場が500ルクス(平均)です。自社の小間に電気を希望する場合は後日配布の申請書類にてお申し込みが必要となります。パッケージタイプ(1~3小間)の出展者は3mにつき1灯のスポットライト、そのスポットライトに必要な電気設備料・使用料が出展料に含まれていますが、スポットライトの増設やそれ以外の電気設備は別途申し込みが必要となり、それにかかる費用は出展者の負担となります。

#### 2. 幹線工事費用

電気の幹線工事は事務局指定業者が出展者の希望する位置まで配線し、開閉器を設置します。電気幹線工事費は、申し込み電気容量にしたがって、下表の料率で出展者に負担していただきます。

電気幹線工事費(消費税込、東京/大阪それぞれに対して)

設備容量	幹線工事費	設備容量	幹線工事費
1W~1KW	¥8,400	2.1KW~3KW	¥25,200
1.1KW~2KW	¥16,800	3.1KW~4KW	¥33,600

※表以上は1KW毎に8,400円となります。単相100V、単・三相200Vとも同料率

#### 3. 二次工事登録および工事費用

事務局が承認した電力供給幹線(開閉器)から小間内の電気工事(二次側電気配線工事)は出展者が施工し、その施工費は出展者の負担となります。小間内で電気工事をする場合は別途登録申請が必要です。

#### 4. 電気使用料金

電気使用料金は申し込み容量1KWあたり1,260円(税込)として算定し出展者に請求します。規定時間外(24時間送電、残業に伴う送電など)の電力供給は追加料金がかかります。

#### 5. 供給電気方式

電気の供給方式は下記の3種類に限ります。

東京会場

交流単相100ボルト …………… 50ヘルツ

交流単相200ボルト …………… 50ヘルツ

交流三相200ボルト …………… 50ヘルツ

大阪会場

交流単相100ボルト …………… 60ヘルツ

交流単相200ボルト …………… 60ヘルツ

交流三相200ボルト …………… 60ヘルツ

(2) 給排水設備をブース内で使用する場合は、必ず申し込み前に事務局までご相談ください。会場設備の都合上、小間位置決定後では使用できない場合があります。また、これらにかかる諸経費は別途出展者のご負担となります。

## 10. 招待券等

事務局では招待券、出展者証、作業者証を作成し、下記の要領にて出展者に配布いたします。

追加発行希望の際は、後日配布する申請書類にて事務局までお申し込みください。

	無償配布分				追加発行価格(税込)
	4小間まで	6および8小間	10~20小間未満	20小間以上	
招待券	50枚×小間数	200枚	200枚	200枚	500円(1枚)
出展者証	5枚×小間数	30枚	40枚	50枚	300円(1枚)
作業者証	5枚×小間数	30枚	40枚	50枚	無料

※ 招待券、出展者証、作業者証は大阪・東京会場共通です。

※ 招待券は、大阪・東京会場両方に出席された場合、それぞれ分の合計枚数を無償配布いたします。

※ 出展者証、作業者証は大阪・東京会場両方に出席された場合、小間数の大きい方を基準とします。

※ バスホルダー(首かけ式)は無料で貸与します。

## 11. 出展物や出展内容についての主な規定

(1) 出展対象自転車をご確認ください。

サイクルモードでは、来場者にとって情報性の高い魅力的なショーであり続けるため、出品できる自転車に4つの基準を設けております。

1. 趣味・スポーツとして楽しめる
2. 所有者のライフスタイルやこだわりを表現できる
3. 技術やアイデアが革新的で話題性が高い
4. 安全性が確保されている

出展の申込受付に際して、出品する自転車の内容を事務局が確認させていただくことがあります。初めてご出展いただく場合は事前に事務局までご相談ください。また、出品物が上記の基準にそぐわないと主催者が判断した場合、撤去していただくことがあります。その場合も出展料の返金等はいたしませんので予めご了承ください。

(2) 主な出展対象商品

- ・ 自転車(スポーツ自転車が主対象。しかし、スポーツユースでなくても上記の基準を満たすと主催者で判断するものに関しては可)
- ・ 自転車関連用品
- ・ スクール、ソフト情報
- ・ 施設情報 など

※外国貨物を出展する場合は、所定の通関手続き後出展してください。特に場内で消耗または加工する展示物は国内貨物でなければなりません。

(3) 物品の販売

小間内での物品販売は禁止ですが、以下の商品に限り可とします。ただし、その場合も事前に出展申込書の所定欄に記入し、事務局の許可を受けてください。事前の申請がない場合の販売は認めません。

※ここでの販売とは商品の引渡しをとまう取引を指し、申込や予約等の受付は別とします。ただし、これらの契約行為に伴うトラブル等が発生しても主催者は一切の責任を負いません。

1. カタログ
  2. ブランドのノベルティーで、市販されていないもの
  3. 書籍やDVDなどの映像商品
  4. 飲食物 ※ただし、別途保健所等への届出も必要です
  5. その他主催者が事前に認めたもの
- (注意) ソフトサービス専用ブースでの物販は一切できません。

(4) 酒類の販売・提供

サイクルモードでは、会場内でのすべての出展者、関係者によるアルコール類の販売およびサービス提供を一切禁止します。また、出展者、関係者自身の飲酒も禁止です。

(5) 物品の配布

装飾物・出展物の設置及び展示、パンフレット・カタログ・試供品等の配布、製品説明、実演、アンケートなどの行為はすべて小間内で行うものとします。通路上など小間内以外の場所での行為は厳禁です。通行の妨げ、緊急時の非難経路確保妨害等の原因となりますので厳守してください。当該行為があった場合は主催者より即時中止を通告します。中止しない場合は即時展示取りやめとし、主催者が当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができるものとします。またこれについて、出展者は主催者に対し一切の責任追及および何らの請求も行わないものとします。なお、この場合も出展料の返還等はいりません。

(6) 音量規制

スピーカー・マイク等を使用しての実演は周辺の出展者や来場者の迷惑にならないようお願いします。音量は小間境界線から2m離れた地点で70デシベル以下とします。来場者や他の出展者から苦情の申し出があった場合、スピーカー・マイク等の使用を制限する場合があります。

## 12. テントの使用

ブース装飾としてテント類を使われる場合は、必ず(財)日本防災協会発行の防災ラベルのついたもの、もしくはそれ以上の防災加工証明があるものをご使用ください。万一それら以外のものを使用した場合は、消防署の指導により撤去を命じられる場合があります。

## 13. 控室等

出展者控室を希望により有料でご用意します。ただし、部屋数には限りがあります。なお、ホール内に商談室・ストックヤード等共有スペースはございませんので予めご了承ください。

1. 利用期間 …………… 会期前日～最終日まで
2. 利用時間 …………… 出展者の入館時間に準ずる

## 14. 試乗のさせ方

試乗車の貸し出しに関しては、各ブースでご対応いただくことになります。以下の注意点をご確認いただき、事故の無いよう細心の注意を払ってください。試乗中の事故に関しては主催者側で保険に加入しておりますが、自転車自体の破損、ならびに自転車の整備に過失があった場合の事故に関して主催者は一切補償いたしません。

1. 試乗希望者は試乗パス発行所にて試乗誓約書に署名し「試乗パス」を着用しています。「試乗パス」の発行は身長145cm以上もしくは中学生以上に限ります。それ以下の子供には別途専用のパスを発行し、子供試乗エリアのみご利用可能となります。子供用の試乗パスでは一般のコースを走行する事はできません。
2. 試乗車をだす出展者は必ず事前にコースを確認し、貸し出しの際どのように試乗するのか来場者に指示してください。
3. 試乗希望者は直接ブースでその旨を出展者に伝えるもしくは出展者が勧める形になります。自転車を貸し出す際は必ず試乗希望者が「試乗パス」を着用しているかご確認ください。「試乗パス」を着用していない来場者に試乗をさせないでください。
4. 本イベントにはスポーツ自転車に乗ったことのない方も多数来場されます。貸し出しにあたっては、試乗希望者の自転車経験を確認した上で、変速機・ブレーキの使用法をしっかりと指導してください。
5. 試乗者は出展ブースから試乗コースまでは自転車を押しての移動となります。決められたコース以外での走行は禁止ですので、その旨を試乗希望者に伝えてください。
6. 一旦ブースから離れると試乗者は自分が借り出したブースの位置がわからなくなる可能性があります。貸し出しの際には自社ブースの特徴などを説明してください。
7. 長時間返却されない試乗車がある場合、何らかのトラブルも予想されますので、速やかにお近くの係員、もしくは事務局までお知らせください。
8. 明らかに飲酒の可能性がある人には試乗させないでください。その他あまりに運転技術が未熟であったり、体型に合わない自転車の試乗を希望したりと、出展者が危険と判断されるような場合は、試乗を拒否してください。また、各試乗車の保全是各社のご判断で行なってください。
9. ケガや大きな破損事故が起きた場合はすぐにお近くの係員にご連絡ください。会場内には看護師が待機しております。また施設システム上、出展者の判断で救急車を呼ぶのはご遠慮ください。
10. リカンベントや14インチ以下の小径車、タンデム等の特殊車は専用の試乗エリアをご利用ください。
11. 以上の注意事項をブーススタッフ全員が理解し、安全な試乗になるよう従事してください。

## 15. その他規定

### (1) 小間の転売、売買等の禁止

出展者は、出展者相互間や第三者を問わず出展小間を転売・譲渡・転貸・交換等することはできません。

### (2) 出展者の責任

1. 出展者はこの出展規定及び今後主催者から配布される出展マニュアル等に定められている諸規定を遵守しなければなりません。
2. 出展者は各自の責任において出展物や小間内の管理を行ってください。主催者は善良なる管理者として会場全体の警備および運営全般の管理保全にあたりますが、出展物の損傷や紛失、小間内における事故・搬入出時の事故、その他人体や財物に関する事故が発生した時の補償等について、主催者は一切の責任を負いません。よって、必要に応じて損害保険への加入を検討してください。なお、試乗コースにおける来場者の事故等について主催者は保険に入っておりますが、自転車自体の破損、ならびに自転車の整備に過失があった場合の事故に関して主催者は一切補償いたしません。試乗をさせる場合は、必ず出展者の説明員の方が充分説明し、事故防止に努めてください。

### (3) 立ち入り検査

設営期間中・会期中を問わず、所轄消防署査察・所轄保健所査察・展示会場査察その他立ち入りの必要があると主催者が判断した場合は、出展者の同意の有無にかかわらず小間内への立ち入り査察を行うことがあります。

### (4) 開催中止

主催者は天災地変等、不可抗力その他主催者が管理できない事由が生じた場合、本展示会の開催を中止することがあります。この場合、主催者が開催準備のために要した費用、展示会場等の使用取り消し費用等を除き、残りの出展料を出展者へ返金いたします。なお、出展者が要した費用や損害について、主催者は一切責任を負いません。

### (5) 出展要領と規定の遵守

出展者は本要領の内容および出展案内のすべての記載事項を予め了承いただき、遵守することを約束の上、本展示会への出展申込をされるものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を受け付けません。

### (6) 出展申込契約の解除、将来の出展拒否

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は出展者に何らの催告なく本契約を解除する権利を有するものとし、この場合、主催者が被った損害は出展者に請求され、出展者はその損害を賠償せねばなりません。

1. 出展料の全部または一部を支払わない場合
2. 出展対象以外のものを出展した場合
3. 禁止行為を、禁止の解除承認なく行った場合
4. 出展小間を展示会出展以外の目的に使用した場合
5. 出展小間を使用しない場合
6. 著しく本展示会の信用を失墜する行為があった場合
7. その他本要領および出展マニュアルに違反した場合

また、出展申込後、来場者や他の出展者に対する迷惑や運営上の妨害等が予想されると主催者が判断した場合、即時の契約解除ができるものとします。

### (7) 所轄裁判所

本契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第一審所轄裁判所とします。

以上